

今般の審議要請の趣旨につきまして

（「令和の日本型学校教育」を全ての子供に実現するための
幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続について）

中央教育審議会では本年1月に、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」の答申をまとめ、2020年代を通じて実現すべき教育の姿をお示しいただきました。現在、文部科学省では、1人1台端末の整備や小学校35人学級の計画的整備等を進め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく育成し、多様な個性を最大限に生かすため、「個別最適な学び」と「協働的な学び」との一体的な充実による、質の高い学びの実現に向けた取組を、着実に進めているところです。

こうした学びの充実が図られる大きな節目にあって、最大限の配慮が必要となるのは、地域や家庭の環境に関わらず、全ての子供が格差なく質の高い学びへ接続できるようにすることです。とりわけ、教育基本法において「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」として規定される幼児期の教育と、小学校から実施される義務教育とを円滑につないでいくためには、子供の成長を中心に据え、関係者の分野を越えた連携により、発達の段階を見通した教育の充実という一貫性の基に、幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続を図っていくことが必要となります。

平成29年に告示された幼稚園教育要領等や小学校学習指導要領では、持続可能な社会の創り手として必要な資質・能力の育成や、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化など、学校種や施設類型を越えて子供の成長を支える手がかりが共通に整理されました。こうした教育課程の基準を、子供をめぐる地域の現状の違いを越えて、幼児教育の担い手の多様性を生かしながら具体化していくためには、まだまだ多くの課題があります。

こうした重要性や課題を踏まえ、本年5月14日には、萩生田文部科学大臣より「幼児教育スタートプラン」のイメージを、経済財政諮問会議において公表したところです。国際的には、教育開始年齢の早期化が世界の潮流である中、幼児教育と小学校教育にしっかりと架け橋をかけていくための方策について、専門的見地から中央教育審議会の場でご議論いただきたいというのが、今回の審議要請の趣旨となります。

特に、ことばの力、情報を活用する力、探究心といった生活・学習基盤を全ての5歳児に保障するための方策や、各地域において幼児教育を着実に推進するための体制整備、保護者や地域の教育力を引き出すための方策、保育人材の資質能力の向上といった点を中心にご審議いただきたいと思います。その他、幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続を図るうえで必要な点についてもご審議いただければ幸いです。